

# 新成人は



神奈川県

KANAGAWA

# 狙われる?

消費者  
トラブルに  
気を付けて!

親の同意がなくても、  
自分の意思で契約が  
できるようになるなの



カナウソ

一人でローンを組んだり、  
クレジットカードを  
作ることが  
できるようになるなの

18歳から、契約の  
「未成年者取消権」という  
保護は無くなる! なの

保護がなくなったばかりの  
成人を狙い打ちにする  
悪質な業者もいるので  
注意して! なの

アニメでトラブルがわかる!!



2022年4月1日以降は、

**18歳から成人**になります。

成人になると...

- 保護者の同意がなくても自分の意思だけで契約ができる!
- 契約後に「未成年者取消権\*」が使えなくなる!

\*保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利

若者が陥りやすい事例を、わかりやすく紹介!  
ぜひチェックしてください!



県内の消費生活相談窓口寄せられた相談のうち若者に多い相談事例です！

無料体験だけのつもりがローンで契約

うそーん！

エステ 契約

簡単に稼げるはずが儲からない！  
個人情報登録しちゃった！

うそーん！

副業 副サイト

身分証  
口座番号

なんかヤバイ気がする...

友達誘って金儲けなんて...  
それビジネス!?

うそーん！

マルチ 取引

友だち誘えよ

通販が毎月届いて山になる

うそーん！

期入 定購

一回だけのつもりだったのに...

契約をするとき、気を付けたいポイント！

- ☑ その場で決めないで、内容をよく確認・理解してから契約しましょう。
- ☑ クレジット契約やローン契約を安易に勧める事業者には注意しましょう。
- ☑ 人を誘って簡単にもうかる話はありません！誘われたら断りましょう。
- ☑ 「あなただけ特別」「今だけ無料」などの甘い言葉には注意しましょう。
- ☑ ネット上で知り合った人を、簡単に信用してはいけません。
- ☑ 通信販売では、返品条件など内容確認を忘れずにしましょう。



トラブルに巻き込まれてしまったり、契約のことで困ったことがあったら消費生活センターへ相談を！  
消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費者からの相談に対応しています！

困ったときは、**消費者ホットライン**

局番なし **188** 番

イヤヤ